

随意契約理由書

案件名： 寝屋川南部地下河川 今川排水機場 2 号兼用ポンプ整備工事

本工事は、今川排水機場の 2 号兼用ポンプの整備を行うものです。

本機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設です。当該設備は、底水排水を行う重要なポンプであり、運転できないと立坑内の維持管理が困難になるため、常にその状態を良好に維持する必要があります。

当該機器は、株式会社電業社機械製作所が固有の技術により、設計・製作したものであり、いわゆる汎用機器ではないため、他者では整備を実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った株式会社電業社機械製作所以外にはないため、同社大阪支店より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。